

ミネラルウォーター類における PFOS 及び PFOA の規格基準の設定について

後藤 純平

消費者庁 食品衛生基準審査課 基準策定専門官

1. 要約

ミネラルウォーター類における PFOS 及び PFOA の成分規格設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について

2. 内容

有機フッ素化合物（PFAS）は、主に炭素とフッ素からなる化学物質であり、撥水・撥油性や熱・化学的安定性等の有用な特性をもつことから、様々な工業分野で利用され、多くの身の回りの製品に使用されてきた。

一方、その分子種のうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）は、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、わが国を含む多くの国々で製造及び輸入が原則禁止されている。

今般、令和 7 年内閣府告示第 105 号をもって食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正し、ミネラルウォーター類における PFAS に関する成分規格の設定を行うこととなった。告示改正の経緯及び内容は以下通りである。

○経緯

PFOS 及び PFOA について、内閣府食品安全委員会が、自らの判断による食品健康影響評価を行い、その評価結果が、令和 6 年 6 月 25 日付けで内閣総理大臣を含む関係大臣宛に通知された。また、令和 7 年 2 月 6 日及び同年 4 月 25 日に開催された環境省中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会において、水道水における PFOS 及び PFOA の分類の見直し等が議論され、水質管理目標設定項目から水質基準に見直すことが了承された。

近年、ミネラルウォーター類が水道水の代替として摂取されている実態があることから、水道法に基づき水道水の水質基準等として基準値が設定される項目については、食品衛生法においても、その成分規格の項目とすることを検討することが適切であるという考え方に基づいて対応してきたところである。

こうした状況等を踏まえ、ミネラルウォーター類における PFAS に係る規格基準の設定について、食品衛生基準審議会に対し令和 7 年 2 月 4 日付けで諮問され、同年 2 月 10 日食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会において審議が行われた。その審議結果に基づき、令和 7 年 4 月 25 日付食品衛生基準審議会において審議され、了承された。

○改正の内容

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、PFOS 及び PFOA に係る成分規格を設定した。規格は、PFOS 及び PFOA の和として 0.00005 mg/l (50 ng/l) 以下であることとした。

なお本改正は、告示の日から施行されるものであるが、令和 8 年 4 月 1 日前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができることとしている。

○運用上の注意

「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」については、PFOS 及び PFOA にかかる成分規格は設定していないが、製造基準として規定している「原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない」について、当面の間、PFOS 及び PFOA の和として 0.00005 mg/l (50 ng/l) 以下とすることとされた。引き続き、食品等事業者の皆様におかれては、泉源の衛生管理に取り組んでいただきたい。